

訪問看護重要事項説明書

1. 事業所の概要

名称	鳥取市立病院
所在地	鳥取市市場1丁目1番地
電話番号/FAX番号	0857-37-1522（代表） 0857-37-1558（FAX）
管理者氏名	岡本由美
通常の事業の実施地域	鳥取市、岩美郡、八頭郡

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	鳥取市立病院が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供者が、病気や障害の為に支援を必要とされる方に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	当院は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日
営業時間	8:30～17:00

4. 職員の体制

職名	資格	常勤
看護師	看護師	3名以上

5. サービスの内容について

- (1) 病状・全身状態の観察、健康管理
- (2) 清拭・洗髪等清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 機能回復訓練（リハビリテーション）
- (5) 終末期看護（ターミナルケア）及び認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導・在宅療養に関するご相談や助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

6.利用料金

(1) 利用料

	介護保険	医療保険																																
利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受け、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）方 ②介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（急性憎悪期等）																																
利用料金(基本)	<p>※介護保険の負担割合に応じます。</p> <p>【要支援1・2】 1回の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1割</th> <th>2割</th> <th>3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分未満</td> <td>382円</td> <td>764円</td> <td>1,146円</td> </tr> <tr> <td>60分未満</td> <td>553円</td> <td>1,106円</td> <td>1,659円</td> </tr> <tr> <td>90分未満</td> <td>814円</td> <td>1,628円</td> <td>2,442円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【要介護1～5】 1回の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1割</th> <th>2割</th> <th>3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分未満</td> <td>399円</td> <td>798円</td> <td>1,197円</td> </tr> <tr> <td>60分未満</td> <td>574円</td> <td>1,148円</td> <td>1,722円</td> </tr> <tr> <td>90分未満</td> <td>844円</td> <td>1,688円</td> <td>2,532円</td> </tr> </tbody> </table>		1割	2割	3割	30分未満	382円	764円	1,146円	60分未満	553円	1,106円	1,659円	90分未満	814円	1,628円	2,442円		1割	2割	3割	30分未満	399円	798円	1,197円	60分未満	574円	1,148円	1,722円	90分未満	844円	1,688円	2,532円	<p>※医療保険の負担割合に応じます (1～3割負担)</p> <p>※公費負担制度が利用できます</p> <p>週3回まで 5,800円/回</p> <p>週4回以上 6,800円/回 (週の4日目から)</p>
	1割	2割	3割																															
30分未満	382円	764円	1,146円																															
60分未満	553円	1,106円	1,659円																															
90分未満	814円	1,628円	2,442円																															
	1割	2割	3割																															
30分未満	399円	798円	1,197円																															
60分未満	574円	1,148円	1,722円																															
90分未満	844円	1,688円	2,532円																															
利用料金(加算)	<p>※介護保険の負担割合に応じます。1単位は1割負担の場合で1円です。</p> <p>サービス提供体制強化加算 6単位/回</p> <p>【該当する方】</p> <p>初回加算 300単位、350単位</p> <p>特別管理加算 (I)500単位/月 (II)250単位/月</p> <p>専門の看護師による訪問看護 250単位/月</p> <p>複数名加算・長時間加算は時間と状態、要介護度に応じます</p>	<p>※医療保険の負担割合に応じます (1～3割負担)</p> <p>【該当する状態の方】</p> <p>複数名加算 4,300円/週</p> <p>複数回加算 4,500円/回</p> <p>長時間加算 5,200円/週</p> <p>専門の看護師による訪問看護 2,500円/月</p>																																
交通費	原則無料とします																																	

この料金は、厚生労働大臣の告示により変更になる場合があります。

介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額負担となります。

(2) 料金の支払いについて

利用料は、毎月15日までに前月分の請求を致します。30日以内にお支払ください。お支払方法は、現金支払、銀行振込、口座引落しの3種類です。なお、銀行振込の場合は手数料がかかります。

7.サービス内容に関する苦情

(1) 当院の相談・苦情窓口

担当者 鳥取市立病院 地域医療総合支援センター 地域連携係

(電話) 0857-37-1522 (代) (FAX) 0857-37-1558

(2) 当院以外の市町及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

・鳥取市福祉部長寿社会課介護保険係

(電話) 0857-30-8212 (直通) (FAX) 0857-20-3906

(以下、介護保険利用者窓口)

・鳥取県国民健康保険団体連合会 [介護保険室]

(電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115

・鳥取県社会福祉協議会 [鳥取県福祉サービス運営適正化委員会]

(電話) 0857-59-6335 (FAX) 0857-59-6340 (電子メール) unei-t@tottori-wel.or.jp

8.緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処理を行ないます。また、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡します。

9.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当院のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10.秘密の保持について

(1) 当院の職員または、当院の職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

(2) 当院では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11.感染症の予防及びまん延防止

当院は、感染症が発生しまん延しないよう、感染防止対策委員会の開催と職員への周知徹底、指針の整備、定期的な研修及び訓練の実施など、鳥取市立病院院内感染防止マニュアルに準じて必要な措置を講じます。

12.虐待の防止について

当院は、虐待防止のための指針の整備、対策を検討する委員会を定期的開催し、結果について職員に周知徹底を行ないます。また、定期的な研修を実施します。虐待防止担当者：岡本 由美

13.ハラスメント対策

当院は、鳥取市立病院ハラスメント防止等に関する規定により、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

14.業務継続計画の策定

当院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施すること及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 業務継続計画は、職員に周知を行なうとともに必要な研修および訓練を定期的に行います。

(2) 業務継続計画は、定期的に見直し必要に応じて変更を行います。

15.外部評価について

当院は、公益社団法人日本医療機能評価機構による審査を受けており、直近では令和5年3月に更新しています。評価結果はホームページに公開しています。

